

核融合科学研究所インターンシップ研修員受入規則

制 定 平成22年9月 7日 核研規則第3号
最終改正 令和 5年3月31日

(目的)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構核融合科学研究所（以下「研究所」という。）におけるインターンシップ研修員の受入れに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において研修員とは、研究所においてインターンシップ研修を受けるために申請者から派遣される者をいう。

(受入れの申請)

第3条 研究所に研修員の受入れを希望する申請者は、別に定める核融合科学研究所インターンシップ研修申請書（別紙様式第1）（以下「申請書」という。）を所長に提出しなければならない。

(受入時期及び期間)

第4条 受入時期は、特に定めないものとする。

2 受入期間は、原則として6か月未満とする。

(受入れの許可)

第5条 所長は、申請書の提出があったときは、教育会議（以下「会議」という。）の議を経て、受入れの可否を決定する。

2 所長は、前項により研修員の受入れを決定したときは、核融合科学研究所インターンシップ研修承諾書（別紙様式2）を申請者に通知する。

(研修指導)

第6条 研究所は、申請者の要請に応じ、研修員に対して必要な指導を行う。

2 研究所は、研修員に対して、その研修課題に応じた研修指導担当者を定めるものとする。

3 研修員は、研修を終えたときは、核融合科学研究所インターンシップ研修終了報告書（別紙様式第3）を所長に提出するものとする。申請者の用意する報告書様式がある場合は、それに換えることができる。

(保険)

第7条 申請者は、当該研修員に対して学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険の所定のコース又はこれらと同等の保険に加入することを義務付けるものとする。

(受入れの取消し等)

第8条 所長は、研修員が次の各号の一に該当する場合には、会議の議を経て、研修員の受入れを取り消すことができる。

(1) 研究所の規則その他の遵守事項に違反したと認められる場合

(2) 研究所で指導を受けることが適当でないと認められる場合

2 研修員は、受入期間中に病気その他やむを得ない理由により研修の中止を希望する場合には、申請者を經由して所長にその旨願い出て、許可を得なければならない。

(発明)

第9条 研修員が研究所における研修により発明等を行った場合の権利の帰属等については、別に定める。

(庶務)

第10条 研修員の受入れに関する事務は、管理部研究支援課において処理する。

(その他)

第11条 研修の実施に関してその他必要な事項が発生した場合は、その都度、研究指導担当者及び申請者と協議して実施する。

附 則

この規則は、平成22年9月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、令和元年5月8日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

2 核融合科学研究所インターンシップ研修員受入要項（大学院生以外用）（平成22年9月7日所長裁定）及び核融合科学研究所インターンシップ研修員受入要項（大学院生用）（平成22年9月7日所長裁定）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年11月10日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

核融合科学研究所インターンシップ研修申請書

核融合科学研究所長 殿

住 所
所属機関
職名・氏名

印

下記のとおり、インターンシップ研修について申請します。

記

1 研修の目的

2 研修の内容

3 研修希望期間

年 月 日 から 年 月 日まで

4 希望する研修指導担当者

所属
氏名

5 研修を受けようとする者（研修員）

氏名
年齢
現在の身分

6 事務担当者の連絡先

○ 添付書類

1. 研修者の経歴を示す書類（略歴もしくは履歴書）
2. 学生教育研究災害障害保険等に参加していることを証する書面の写し
3. 研修中あるいは終了時に受け取ることを希望する書類がある場合は、その様式

年 月 日

核融合科学研究所インターンシップ研修承諾書

(申請者) 殿

大学共同利用機関法人自然科学研究機構
核融合科学研究所長

印

年 月 日付けで提出されましたインターンシップ研修の申請書につきましては、核融合科学研究所インターンシップ研修員受入規則に基づき、下記のとおり承諾します。

記

1 研修員

氏名

2 研修期間

年 月 日 から 年 月 日まで (日間)

3 研修指導担当者

所属

氏名

年 月 日

核融合科学研究所インターンシップ研修終了報告書

核融合科学研究所長 殿

研修員

研修指導担当者

インターンシップ研修が終了しましたので、核融合科学研究所インターンシップ研修員受入規則に基づき、下記のとおり研修の概要を報告します。

記

1 研修実施期間

年 月 日 から 年 月 日まで (日間)

2 研修で設定したテーマ，課題

3 研修で得られた成果

4 その他，研修において感じた事など